

薬生食輸発0824第1号
平成30年8月24日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産えだまめのジフェノコナゾール及びしょうがのチアメトキサム)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年7月24日付け薬生食輸発0724第1号）により通知したところである。

今般、中国産えだまめのジフェノコナゾールが食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこと、また、輸入時のモニタリング検査において中国産しょうがからチアメトキサムを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
えだまめ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジフェノコナゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
しょうが及びその加工品（簡易な加工に限る。）		チアメトキサム	別表１の３によること。	平成17年１月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるチアメトキサムが検出されるおそれがあるため。

を追加する。